

第 4 4

危険物製造所等休止・再使用届出

市規則第 2 1 条に定めるもののほか、製造所等における危険物の貯蔵及び取扱いの休止又は再使用の届出に関し必要な事項は次のとおりとする。

1. 休止の届出

(1) 届出書の記載要領

届出書の記載要領は、第 2 編 (P 7 8) を参照すること。なお、休止年月日を記載する欄には、休止する期間を明確に記載すること。

提出部数は、1 部提出とすること。

(2) 添付図書

① 市規則様式第 3 4 号備考 3 に掲げる添付書類は、次のとおりとする。

ア 休止しようとする製造所等の配置図

イ 市規則第 2 1 条第 3 項各号に掲げる措置を確認することができる書類

【第 1 号に掲げる措置を確認することができる書類の例】

○危険物を除去する作業の手順書及び当該作業の実施状況を写した写真

○屋外貯蔵タンク等のマンホールを開放している状況を写した写真

【第 2 号に掲げる措置を確認することができる書類の例】

○閉止フランジを設置する場合は、その位置を示したフロー図及び閉止フランジの設置状況を写した写真

○配管を切り離す場合は、その位置を示したフロー図及び配管を切り離した状況を写した写真

② 休止の届出を行おうとする製造所等において、政令第 2 6 条第 1 項第 1 号ただし書の規定により危険物以外の物品を貯蔵する場合は、当該物品の名称及び主成分その他の性状が記載された書類を添付すること。

(3) 留意事項

届出書の休止年月日の欄に記載された休止期間を超えて、引き続き製造所等における危険物の貯蔵及び取扱いを休止しようとする場合は、再度休止の届出が必要であること。なお、休止とは一時的な使用の休止をいうものであり、将来に向かって完全に製造所等としての機能を失わせる又はそのことが客観的にみて明らかである場合には、法第 1 2 条の 6 の規定による廃止の届出を行わなければならない。

2. 再使用の届出

(1) 届出書の記載要領

届出書の記載要領は、第 2 編 (P 7 8) を参照すること。

提出部数は、1 部提出とすること。

(2) 添付図書

① 再使用しようとする製造所等の配置図

② 再使用に伴う施設の点検結果記録